

消防作業車
仕様書

豊中市消防局

1 総則

- (1) 本仕様書は、豊中市（消防局）が購入する消防作業車（以下「作業車」という。）について定める。
- (2) 作業車は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準等関係法規に適合し緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- (4) シャンシ及び艤装等にあたっては、承認図を消防局へ提出し、承認を受けた後、艤装を開始すること。
- (5) 作業車は、消防用車両の安全基準検討会が告示した「消防車両の安全基準について」に適合するものであること。
- (6) 仕様書並びに艤装中に生じた疑義については、全て消防局の解釈による指示を受けた後、措置すること。
- (7) 同等品申請又は質疑がある場合は、質疑等申請期限までに契約検査課に申請すること。
- (8) 仕様書に明記していない箇所で、艤装上当然すべきことは、艤装メーカーで責任を持って施工すること。
- (9) 納期は、令和8年3月31日までとし、納車場所は、消防局とすること（納期に関しては、相談可。）。
- (10) 納車台数は、1台とする。

2 提出書類

- (1) 製作前に提出するもの
 - ア シャンシ及び艤装等製作工程表（A4ファイル綴） 1部
 - イ シャンシ及び艤装等承認図（A4ファイル綴） 1部
 - ウ 各機構装置図（A4ファイル綴） 2部
 - エ その他消防局が指示するもの
- (2) 納車時に提出するもの
 - ア 完成図面（A4ファイル綴） 2部
 - イ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
（A4ファイル綴） 2部
 - ウ シャンシ艤装完成車両の四面写真（日付なし） 1部
 - エ 各配管図及び電気配線図（A4ファイル綴） 2部
 - オ 車両取扱説明書 2部
 - カ 車両整備解説書 1部
 - キ その他消防局が指示するもの

3 検査

- (1) 工程表に基づきシャシ及び艀装等の中間検査を行うこと。
- (2) 新規登録を行う前に仕様書に基づき、シャシ及び艀装等の完成検査を行うこと。
- (3) 納車時には、シャシ及び艀装等の十分な点検を行い、燃料（尿素SCRシステム搭載車については高品位尿素水も含む）は満量とすること。

4 新規登録

- (1) 艀装完成車は、積載予定器具等を全装備し、近畿運輸局大阪陸運支局で新規登録事務の一切を行うこと。
- (2) 車両登録番号は、消防局が指定する番号を取得すること。
- (3) 納車諸費用のうち、自動車リサイクル料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除く諸費用及び手数料は、受注者にて負担すること。

5 取扱指導

消防局の指定する日時に、車両等の操作並びに整備要領等について説明・実技指導を行うこと。

6 保証

保証期間は、メーカーの定めた期間とすること。

なお、構造あるいは製作にかかる技術に起因した不備欠陥による場合は保証期間後であっても無償にて取り替え又は修理を行うこと。

7 その他

受注者は、この仕様書に記載のないものについて、車両の運用上必要であると思われるものについては、消防局に確認のうえ、受注者の負担として製作すること。

8 シャシ艀装関係

- (1) シャシ型式は、シングルキャブ・クレーン・リフター付AT車とし最新の排気ガス規制をクリアした次のシャシとする。

日野自動車 デュトロ XZU712（ワイドキャブ）又は同等品。

- (2) 完成車両諸元

車両全長	約 6000 mm程度
車両全幅	約 2100 mm程度
車両全高	約 3000 mm程度

車両総重量	7500 kg未満
ホイールベース	3870 mm以内
総排気量	2,999cc 以上
平ボデー内寸長	3700 mm以上
内寸幅	2085 mm以上
乗車定員	3 名以上

- (3) 荷台左右にはアオリを設置（高さ 380 mm以上）し、左右どちらからも資機材を容易に取り出せる構造とすること。
- (4) 荷台上に取り外し可能かつ、上下 2 段で収納できる棚を 2 式設け、1 式は下段に救助資機材、上段には救命ボート及び船外機を設置できる構造とし、もう 1 式は上段下段ともに救助資機材を収納できる構造とすること。
- (5) キャブと荷台の間にクレーンを設置し、収納方法については、前方格納とすること。
- (6) 車両後部に、テールゲートリフターを取り付け、荷物等の転落防止としてサイドガードを取り付けること。また、テールゲートが開かない場合、緊急開放用として緊急開放バルブ（開・下げ）を取り付けること。
- (7) 荷台の床は全面アルミ張りとし、床面の指定する位置にフックを 4 カ所取り付けること。
- (8) 鳥居部分にはアルミ縞板を設置すること。
- (9) テールゲートはアルミ縞板でキズ防止措置を施すこと。
- (10) バックアイカメラ（ルームミラータイプ）を取り付けること。
- (11) 泥除けを各車輪に取り付けること。
- (12) 左右前後にステップを取り付けること。
- (13) 1500W 以上のインバーターコンセント（100V）を指示する位置に設置すること

9 クレーン

- (1) 型式
TM-ZX293HS
- (2) キャブと荷台の間に最大吊り上げ能力 2.9 t のクレーンを設置し、収納方法については、前方格納とすること。
- (3) クレーン操作部左右の見易い位置にデジタル荷重計および水準器を設けること。
- (4) クレーン操作は手動および無線リモコン（ラジコン）で操作でき、無線リモコンはカラー液晶デジタルラジコンを採用し、フック吊り下げ実荷重が常時表示されること。

- (5) 手動操作ロッドはステンレス製とすること。
- (6) 定格荷重指示装置を設け、過負荷時は限界警告灯の色が変化し、警報音を発すること。
- (7) パーキングブレーキ未実施時、クレーン操作ができないパーキングインターロック装置を設けること。
- (8) ブーム起伏未格納およびアウトリガー未格納およびPTO 切り忘れの警報装置を設けること。
- (9) クレーン手動操作部に各操作レバーを有効に照射できるLED照明灯を設けること。
- (10) アウトリガージャッキ用敷板（マグネット式）を左右のアウトリガー付近に各1枚取り付け、固定装置を設けること。
- (11) ブーム旋回起動時、または停止時の荷振れを抑制する荷振れ抑制装置を設けること。
- (12) ブームの伸縮操作時にフックが地面と水平移動またはブームと平行移動するナビ機能を設けること。
- (13) クレーンのウインチのワイヤーロープの巻きが残り僅かになると警報を鳴らし、停止する捨て巻き確保装置を設けること。
- (14) この仕様書に明記されていない装備品および付属品等は、メーカー標準仕様とすること。

10 キャブ

- (1) キャブのドアには、集中ドアロックを別配線で行き付けすること。また、キャブ内天井の指示する位置に、十分な明るさの室内照明灯（LED・ドア連動・単独切替スイッチ付き）を設けること。
- (2) 助手席側にアウトサイドミラーとアンダーミラーを取り付けすること。
- (3) サイドバイザー（大型・樹脂製）を全ドアに取り付け、サンバイザーを運転席と助手席に取り付けすること。
- (4) 助手席フロントピラー及びセンターピラー（左右）付近に十分な明るさのマップランプ（LED）を取り付けすること。
- (5) 消防マーク（直径約150mm）を、車両前部中央に取り付けすること。
- (6) キャブ内の指示する位置にコンソールボックスを設け、無線機、電子サイレン及び各種スイッチ等を指示する位置に取り付けすること。
- (7) 車室は堅ろうな天蓋およびドアを有すること。
- (8) 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すりを設けること。
- (9) キャブ左側の指示する位置に、旗立てパイプ（内径約26mm以上で、固

定ネジ付き) を取り付けること。

- (10) キャブ内の指示する位置に7インチモニター (CJ7800R 装置認証品) を設置し、前後ドライブレコーダー及びバックモニターを設置すること。
- (11) 2DINタイプカーナビゲーションを設置し、走行中にナビ操作が出来、テレビは映らないように設定すること。

11 内張り等

天井は、パネル式天井とすること。

12 バッテリー

- (1) バッテリー (105E41R) 2個を、バッテリー液点検及び充電等の保守が容易にできる位置に取り付けること。(納車時に新品を取り付けること。)
- (2) セルモーターカット装置を取り付け、指示する文字「SC」を標示すること。

13 サイレン拡声装置

- (1) 電子サイレン (Mark-D1・TSK-D152・大阪サイレン製) を、キャブ内の指示する位置に強度ある金具で取り付けること。
なお、マイクジャックは、サイレンとマイクが同時に使用できるように結線すること。
- (2) アンプの最大出力は、50W以上とすること。
- (3) スピーカーは、赤色警光灯と一体式を取り付けること。
- (4) 音声合成装置には、標準搭載のメッセージのほかに、以下の文言を再生できるようにすること。(文言をキャブ内の指示する位置に明示すること。)
ア No.412 「火気厳禁」
イ No.1633 「鎮火」
ウ No.404 「連絡要請」
エ No.1673 「群衆整理」
- (5) 付属専用マイクのボタンから、渋滞通過広報 (No.524) ができるようにすること。
- (6) 出場予告 (No.800) ・渋滞通過広報 (No.524) のスイッチを、機能集中型操作スイッチに組み込むこと。

14 赤色警光灯

- (1) 赤色警光灯 (NX-SS-XY1-C (大阪サイレン製) をキャブルーフ上部に、はかま式台座の強度ある方法で取り付けること。

- (2) 車両のフロント左右に、各 1 個 LED 赤色警告灯 (LFA—100S ガード付き・埋め込み式・大阪サイレン製) を赤色警光灯と連動して取り付けること。
- (3) ボデー上部左右に各 2 個 LED 赤色警告灯 (LFA-200・大阪サイレン製) を赤色警光灯と連動して取り付けること。
- (4) 車両後部左右に、各 1 個 LED 補助警光灯 (LS-270・大阪サイレン製) を赤色警光灯と連動して取り付けること。

15 作業灯

ボデー後部の鳥居付近左右に、LED 作業灯 (フラッシュボーイ SP-Q28SW) を地上で旋回・俯仰できるよう左右に取り付けること。

16 路肩灯及び後輪照射灯

左右後輪前に、LED の路肩灯及び後輪照射灯を取り付けること。

17 スイッチ

- (1) 標識灯及び作業灯等のスイッチは、キャブ内の指示する位置に、機能集中型操作スイッチ (SBW-D1・大阪サイレン製) を取り付け、操作できるようにすること。
- (2) 作業灯等の各種外部スイッチは、防滴型とし、キャブ後部等の左右に取り付けること。(取り付け位置は、別途指示)

18 塗装

- (1) 塗装は、入念なさび落としをしたあと下地塗装を行い、消防用スカーレットで上塗りし、入念華美に仕上げること。
- (2) 車両前後部に「豊中市消防局・TOYONAKA FIRE DEPT.」及び番号(数字は別途指示)と丸ゴシックのカッティングシール(色は別途指示)で貼り付けること。
- (3) 車両左右側面の指示する位置に「豊中市消防局・TOYONAKA FIRE DEPT.」と、車両名称(別途指示)を丸ゴシックのカッティングシール(色は別途指示)で貼り付けること。
- (4) 車両左右側面及び最後部に、別途指示する文字及び絵等を記入すること。
- (5) 車両左右側面後部の指示する位置に赤帯 1 本(再帰性に富んだ反射材)を貼り付けること。
- (6) キャブ又は車体上部に豊中及び番号(数字は別途指示)と丸ゴシ

ック（色は別途指示）で明示すること。

- (7) 別途指示する資機材等に機関名（豊中市消防局）をカッティングシール等で明記すること。

19 消防専用電話装置等

- (1) 消防専用電話装置・車両運用端末装置の積替えについては、別紙のとおりとすること。
- (2) キャブ内の指示する位置に、消防専用電話装置用室内スピーカーを取り付けること。

8 車両関係取付品及び付属品

番号	品名	規格・型式	数量
1	訓練旗	厚手布製黄色地（縦450mm・横310mm）・訓練と丸ゴシックの黒色で両面記入・ポール付直径約25mm	一式
2	車輪止	ゴム製・黒色・中型	2個
3	牽引フック	前後（すべり止め付）	一式
4	標準工具	工具箱付き	一式
5	スペアタイヤ	ホイール付	1本
6	タイヤチェーン	バンド付・シングル	一式
7	フロアマット	全席分	一式
8	非常用信号用具	懐中電灯・赤旗・発炎筒・三角停止表示板	一式
9	LED ヘッドランプ	メーカー純正	一式

10	牽引ワイヤー	橋研製 H-10型	1個
11	消火器	自動車用ABC粉末消火器10型・取り付け	1個
12	ラッシングベルト	側面用及び床フック用	各6本
13	ナンバープレート枠	車両前後取付	一式
14	エッチングプレート	車両長さ・幅・高さ・総重量・定員・登録番号等	1個
15	泥除けゴム	全輪	一式
16	サルベージシート	軽量・収納袋付き	3枚
17	かご台車	W1000mm×D800mm×H1700mm程度 中間棚・キャスター付き・耐荷重500kg	6
18	テールゲートリフター	リフト能力650kg以上・後部格納式	1基
20	火災現場除染キット	MR1	1
21	作業灯	フラッシュボーイ SP-Q28SW フラッシュボーイポール	2個

以上

消防専用電話装置・車両運用端末装置積替え
仕 様 書
豊 中 市

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、豊中市（以下「本市」という。）が購入する消防車両に積載する消防専用電話装置・車両運用端末装置（以下「車両端末」という。）の既存車両からの積替えについて適用する。

(手続き等)

第 2 条 無線局の運用に至る申請並びに受検行為及びそれに要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義)

第 3 条 疑義については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は本仕様書を熟読して、内容を熟知すること。疑義が生じた場合は本市に照会し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書は、車両端末の積替えに関する大略を述べたものであり、明記されていない事項で積替え作業実施に際して生じた疑義については、本市の指示に従うこと。

(承認図書)

第 4 条 次の図書を提出し、承認を得ること。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 車両端末取り付け予定位置図 | 1 部 |
| (2) その他本市が必要と認める図書 | 1 部 |

(検収)

第 5 条 検収については、無線局免許状交付の後、本市が検収するものとする。

(機器の保証)

第 6 条 取り付ける車両端末の設置に関する保証は、検収後 1 年間とし、この期間に発生した機器取り付け上の不良等については、受注者が無償で改修するものとする。

第2章 車両端末の積替え

(構成機器)

第7条 既設の車両端末は、次の機器で構成されており、これらを廃車予定車両から取り外し、新規購入車両に効率よく格納できるように取り付けること。

ただし、ずぼら充電器及びずぼら充電器用電源装置一式を新規購入し取り付けること。

【車両端末】

(1) モニタユニット	1台
(2) モニタユニット取り付け金具	一式
(3) 車両I Fユニット	1台
(4) メンテナンスユニット	1台
(5) 無線LANアンテナ	1個
(6) FOMAアンテナ	1個
(7) GPSアンテナ	1個
(8) 車外設定器（一部車両を除く。）	1個
(9) 低電圧防止ユニット（12V車のみ）	1台

【消防専用電話装置】

(10) 消防専用電話装置本体（別途支給）	1機
(11) アナログ無線用空中線（ホイップアンテナ）	1基
(12) デジタル無線用空中線（ホイップアンテナ）	2基
(13) 空中線共用器	1基
(14) ハンドセット及び掛け金具	2個
(15) 車内スピーカー	一式
(16) 車外スピーカー（一部車両を除く。）	一式
(17) 分離アダプタ	1個
(18) 副制御器（一部車両のみ）	1個
(19) 筐体（本体用設置枠・別途支給）	一式
(20) 消防専用電話装置設置及び運用上必要なもの	
ア 同軸ケーブル（5D2V）	一式
イ 同軸コネクタ	一式
ウ スピーカーコード（2芯）	一式
エ ハンドセット用コード	一式
オ バッテリーケーブル（ヒューズ付き）	一式
カ その他機器設置に必要なもの	

(参考図書)

第8条 次の図書を参考資料として貸与する。

(1) 各機器の規格表	1部
(2) 構成図及び配線系統図	1部

第3章 取り付け工事

(機器の取り付け)

第9条 機器の取り付けは、次により行うこと。

- (1) 各機器等の取り付けに際しては、保守点検及び取り扱いが容易な場所に
取り付けること。また、疑義等が生じた場合は、本市と協議し取り付けを
行うこと。
- (2) 空中線の型式、取り付け場所については、本市の指示に従うこと。
- (3) 取り付けにあたっては、アンテナ長・周波数・出力等の測定・調整及び
車両端末親装置とのデータ交信試験を実施すること。
- (4) 消防専用電話装置等の着脱が容易に行えること。
- (5) 各種配線及びコネクタ等を整理し、運用中に接続不良及び断線等を生
じないように配慮すること。
- (6) 取り付けに際して必要となるアンテナ・ケーブル・コネクタ及びスピー
カー等については、原則、新品とし既設品の流用が必要な場合は、本市
の許可を得ること。
- (7) 車両メーカーで取り付けた、患者室内前方天井部の消防専用電話装置用
スピーカーと無線機の接続を行うこと。
- (8) 機器取り付け場所については、アナログ無線とデジタル無線の併用を考
慮する事。詳細については、本市及び取り付け業者と協議する事。
- (9) 各種ケーブル及びアンテナについて艤装段階で入線・取り付け可能な材
料については先行して施工する事。詳細については、本市及び取り付け業
者と協議する事。
- (10) 各種ケーブル端子及び、台座は接合するものを使用すること。また、走
行中に端子台・固定ネジがゆるまないようにすること。

以上

明 細 書

品 目：消防作業車

数 量：1台

納品場所：豊中市消防局 豊中市岡上の町1丁目8番24号

規 格：仕様書のとおり

期 間：令和8年3月31日まで

担 当：豊中市消防局警防課 小川

TEL：06-6846-8426

FAX：06-6850-7071

メール：keibou@city.toyonaka.osaka.jp